

鹿角市消防団安全管理規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 安全管理体制（第7条—第10条）
- 第3章 安全委員会（第11条—第18条）
- 第4章 安全巡視等（第19条—第21条）
- 第5章 記録（第22条）
- 第6章 補則（第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

**第1条** この規程は、鹿角市消防団（以下「消防団」という。）における団員（以下「団員」という。）の安全管理に必要な事項を定め、もって公務災害の防止及び安全な消防活動の推進を図ることを目的とする。

（消防団長の責務）

**第2条** 消防団長（以下「団長」という。）は、団員の安全管理の責任者として、公務災害の防止及び軽減を図り、団員の安全の維持向上に努めなければならない。

（総括安全管理者の責務）

**第3条** 総括安全管理者は、団員の安全管理について総括し、団員の安全の維持向上に努めなければならない。

2 総括安全管理者は、団員の安全管理のために、鹿角広域行政組合消防本部（以下「消防本部」という。）の総括安全管理者と相互に協力連携を図らなければならない。

（安全管理者の責務）

**第4条** 安全管理者は、団員の安全管理の推進者として、この規程に定めるところに従い、誠実に職務を遂行しなければならない。

（部長等の責務）

**第5条** 訓練時及び消防活動時等における部長及び班長は、常に団員の活動状況を的確に把握し、安全管理に努めなければならない。

（団員の責務）

**第6条** 団員は、常に安全に関し自己管理に努めるとともに、総括安全管理者及び安全管理者がこの規程に基づいて実施する安全管理上の措置を遵守しなければならない。

第2章 安全管理体制

（総括安全管理者）

**第7条** 消防団本部に総括安全管理者を置く。

2 総括安全管理者は、消防団本部において総務を担当する副団長（以下「総務担当副団長」という。）をもって充てる。

3 総括安全管理者は、第2条に規定する責務を負うとともに、安全管理者その他安全管理に関係ある者を監督指導する。

4 総括安全管理者は、女性団員の就業に関し、労働基準法（昭和22年法律第49号）第6章の2の規定を踏まえ、適切な措置を講じなければならない。

（安全管理者）

**第8条** 消防団に安全管理者を置く。

2 安全管理者は、分団長をもって充てる。

3 安全管理者は、次に掲げる職務を掌理する。

- （1）危険防止に関すること。
- （2）安全教育に関すること。
- （3）各分団施設等の安全巡視に関すること。
- （4）安全管理に関する記録等の整備に関すること。
- （5）その他安全管理に関すること。

4 安全管理者は、前項各号に定める職務に関し、必要に応じ総括安全管理者に対して改善措置等について意見を具申するこ

とができる。

(安全担当者)

**第9条** 安全管理者は、安全管理者の職務を補助させるため、安全担当者を選任する。

2 安全担当者は、安全管理者の指示を受け、安全に関する職務を誠実にしなければならない。

(訓練時の安全管理体制)

**第10条** 訓練時の安全管理に関する事項については、消防本部の「訓練時等における安全管理要綱」に準じて、別に定めるものとする。

### 第3章 安全委員会

(安全委員会)

**第11条** 消防団本部に安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 団員の危険を防止するための対策に関する事項
- (2) 公務災害の原因調査及び再発防止対策に関する事項
- (3) その他安全管理事項に関すること。

(組織)

**第12条** 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、総務担当副団長をもって充て、副委員長は、他の副団長をもって充てる。

3 委員は、安全管理者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

**第13条** 委員長は、委員会を総理し、議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第14条** 委員会は、原則として毎年4月に委員長が招集する。ただし、委員長が必要と認めたときは、随時招集することができる。

(定足数)

**第15条** 委員会は、委員の半分以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席等)

**第16条** 委員長は、議事に関し特に必要と認める場合は、団長の承諾を得て関係者を委員会に出席させ意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(結果報告)

**第17条** 委員長は、会議終了後、速やかに団長にその結果を報告し、必要に応じ意見を具申しなければならない。

(安全管理事務)

**第18条** 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

### 第4章 安全巡視等

(巡視)

**第19条** 総括安全管理者は、年1回以上分団施設等を巡視し、安全上改善すべき事項があるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

2 安全管理者は、月1回以上分団施設等を巡視し、安全管理上改善すべき事項があるとき、又は安全担当者から改善に関し報告を受けたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、総括安全管理者に報告しなければならない。

3 安全担当者は、必要に応じ分団施設等を巡視し、安全管理上改善すべき事項があるときは、安全管理者に報告しなければならない。

(分団施設等の整備)

**第20条** 団長及び分団長は、常に安全管理に配慮し、分団施設等の整備に努めるものとする。

(消防資器材の点検整備)

**第21条** 団員は、常に消防車両及び消防資器材を点検整備し、異常が認められた場合は、速やかに安全管理者に報告しなければならない。

### 第5章 記録

(記録)

**第22条** 安全管理者は、次に掲げる記録を整備し、必要に応じて総括安全管理者に報告するものとする。

- (1) 安全教育実施記録
- (2) 安全巡視記録
- (3) その他安全に関して必要な記録

#### **第6章 補則**

(補則)

**第23条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### **附 則**

この規程は、平成22年4月1日から施行する。